

役員等報酬規程

社会福祉法人 叶福社会

社会福祉法人叶福社会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人叶福社会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受けて法人業務を行う場合は、別途旅費規程等の基準に基づき、費用弁償するものとする。

(改 廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。